

富里市有機フッ素化合物除去対策浄水器設置費補助金交付要綱

(令和7年3月24日告示第33号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地下水汚染対策を推進し、市民の健康の保持に資するため、汚染が確認された地下水を飲料水に使用する市民の浄水器の購入及び設置に要する費用について、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき予算の範囲内において富里市有機フッ素化合物除去対策浄水器設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象浄水器)

第2条 この要綱における補助の対象となる浄水器（以下「補助対象浄水器」という。）は、有機フッ素化合物であるペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「PFOS」という。）及びペルフルオロオクタン酸（以下「PFOA」という。）の除去について、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」（令和2年5月28日環水大水発第2005281号・環水大土発第2005282号）別表1のうち地下水に掲げる指針値の欄（暫定）に適合する水質に浄化する機器で、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 飲料水を供給する給水装置に接続できること。
- (2) 浄水機能が1時間当たり5リットル以上であること。
- (3) 耐用年数が通常の使用方法で5年以上であること。
- (4) 性能の保証期間が1年以上であること。

(補助対象者)

第3条 この要綱によって補助金の交付対象となる者は、本市に居住する住民であり、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地下水を日常生活の飲料用として使用しており、PFOS及びPFOAが指針値（暫定）に適合していないこと。
- (2) 居住する住宅の敷地に隣接する道路に上水道配水管が敷設されておらず、地下水のほかに飲料水の確保が困難であること。
- (3) 過去5年以内に補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業は、補助対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号。以下「法」という。) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

- (2) 次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)
をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方(法人その他の団体にあっては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象浄水器の購入及び設置に要する費用(設置後の消耗品経費を除く。)の2分の1に相当する額(千円未満の端数は切り捨てるものとする。)又は100,000円のうち、いずれか低い方の額とする。また、補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税に相当する額を控除するものとする。

- 2 補助金の交付は、1世帯につき補助対象浄水器1基分に限り交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、富里市有機フッ素化合物除去対策浄水器設置費補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 飲料水のPFOS及びPFOAに係る水質調査結果書(水道法(昭和32年法律第177号)第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者が作成したものをいう。以下同じ。)の写し
(2) 補助対象浄水器の浄水性能を証明できる書類
(3) 補助対象浄水器の購入及び設置に係る見積書の写し
(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、
適当と認めた場合は、富里市有機フッ素化合物除去対策浄水器設置費補助金
交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第7条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付
決定者」という。）が、内容の変更又は設置の中止をしようとするときは、
富里市有機フッ素化合物除去対策浄水器設置費補助金変更（中止）承認申請
書（別記第3号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、富里市有機フッ素化合物
除去対策浄水器設置費補助金変更（中止）承認通知書（別記第4号様式）に
より申請者に通知するものとする。

（設置の報告）

第8条 補助金交付決定者は、補助対象浄水器を設置したときは、速やかに富
里市有機フッ素化合物除去対策浄水器設置報告書（別記第5号様式）に次に
掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象浄水器の購入及び設置に係る領収書の写し
- (2) 補助対象浄水器の設置が完了したことの分かる写真
- (3) 浄水器設置後の飲料水に係る水質調査結果書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による設置報告書の提出があったときは、その内
容を審査し、補助金の交付額を確定し、富里市有機フッ素化合物除去対策浄
水器設置費補助金確定通知書（別記第6号様式）を補助金交付決定者に通知
するものとする。

（補助金の請求等）

第10条 補助金交付決定者は、前条の規定による補助額の確定通知を受けたと
きは、富里市有機フッ素化合物除去対策浄水器設置費補助金交付請求書（別
記第7号様式）により市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付す
るものとする。

（補助金の取消し等）

第11条 市長は、補助金交付決定者が詐欺その他の不正の行為により補助金の決
定又は変更の承認を受けたと認められるときは、これを取り消すことができ
る。

2 市長は、前条第2項の規定により補助金が既に交付されているときは、そ

の返還を補助金交付決定者に命ずるものとする。

(暴力団密接関係者)

第12条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、第3条第2項第2号又は第3号に該当する者とする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

富里市有機フッ素化合物除去対策浄水器設置費補助金交付申請書

富里市長

様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

浄水器設置の補助金を受けたいので、富里市有機フッ素化合物除去対策浄水器設置費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記により申請します。

なお、設置後の維持管理については自己の責任をもって行います。

記

1 補助金交付申請額 _____ 円

2 購入・設置価格 _____ 円

3 浄水器のメーカー及び機種 メーカー _____ 機種 _____

4 取扱業者の名称等 名称 _____
所在地 _____

5 添付書類

- (1) 水質調査結果書の写し
- (2) 補助対象浄水器の浄水性能を証明できる書類
- (3) 補助対象浄水器の購入及び設置に係る見積書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

指令第 号
 年 月 日

富里市有機フッ素化合物除去対策浄水器設置費補助金交付決定通知書

住 所
氏 名 様

富里市長



年 月 日付けで申請のあった補助金の交付申請について、下記のとおり交付を決定しましたので、富里市有機フッ素化合物除去対策浄水器設置費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 交 付 の 条 件

※ 浄水器設置後は、速やかに設置報告書に添付書類を添えて提出すること。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

富里市有機フッ素化合物除去対策浄水器設置費補助金変更（中止）承認申請書

富里市長 様

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け指令第 号で交付決定を受けた浄水器設置費補助金について、下記により（変更・中止）したいので、富里市有機フッ素化合物除去対策浄水器設置費補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 （変更・中止）理由
- 3 計画の変更に係る書類

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

富里市有機フッ素化合物除去対策浄水器設置費補助金変更（中止）承認通知書

住所
氏名

様

富里市長



年 月 日付けで（変更・中止）の承認申請について、下記のとおり承認しましたので、富里市有機フッ素化合物除去対策浄水器設置費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 _____ 円
（変 更 後）

2 交 付 の 条 件

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

富里市有機フッ素化合物除去対策浄水器設置報告書

富里市長 様

住所
氏名

下記のとおり浄水器を設置しましたので、富里市有機フッ素化合物除去対策
浄水器設置費補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

記

1 設置完了年月日 年 月 日

2 添付書類

- (1) 補助対象浄水器の購入及び設置に係る領収書の写し
- (2) 補助対象浄水器の設置が完了したことの分かる写真
- (3) 浄水器設置後の飲料水に係る水質調査結果書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

第 6 号様式（第 9 条関係）

達第 号
年 月 日

富里市有機フッ素化合物除去対策浄水器設置費補助金確定通知書

住 所
氏 名 様

富里市長 印

年 月 日付けで報告のあった浄水器設置費補助金について、
下記のとおり確定したので、富里市有機フッ素化合物除去対策浄水器設置費補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

1 補助金交付確定額 円

2 そ の 他

※ この通知書を受領後は、速やかに補助金の交付請求の手続をしてください。

第 7 号様式（第 1 0 条関係）

年 月 日

富里市有機フッ素化合物除去対策浄水器設置費補助金交付請求書

富里市長 様

住 所
氏 名

㊞

年 月 日付け達第 号をもって補助金の額の確定のありました浄水器設置費補助金について、富里市有機フッ素化合物除去対策浄水器設置費補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額 _____円

2 振 込 先

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協			本店 支店
口座番号		口座	普通・当座	
フリガナ				
名義人				